

平成30年度から

国保税の税率が変わります

だより 国保

市民保険課 ☎57-8506
 税務収納課 ☎57-8504

広報2月号でもお知らせしましたが、現在、国保では高齢化や医療の高度化により、医療費が年々増加し、国保の財政運営が大変厳しい状況になっています。

このような状況を踏まえ、継続的な医療保険制度を構築するために、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことになりました。

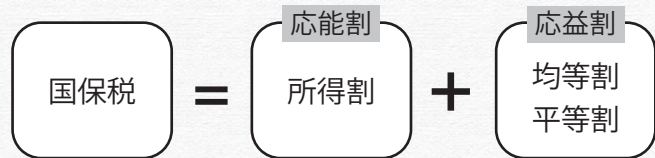
今後、本市は県が医療費水準等を考慮して決定した国保事業費納付金を県に納付することになります。そのために国保税の算定方式および税率等の改正を行います。

国保税の新しい算定方式・税率

本市では、これまでの国保税の税額は『応能割』と『応益割』の4方式で算出していましたが、平成30年度から応能割の資産割を廃止し、『応能割(所得割)』と『応益割(被保険者均等割、世帯平等割)』の3方式へ変更します。



■平成30年度からの新しい算定方式



- 『応能割』-能力に応じた負担
- 所得割・・・被保険者の所得により算出
- 『応益割』-受益に応じた負担
- 均等割・・・被保険者1人に対するの定額
 - 平等割・・・1世帯あたりの定額

■平成30年度からの新しい税率等

区分	基礎 (対象者:全員)	後期高齢者支援金等 (対象者:全員)	介護納付金 (対象者:40歳~64歳)
所得割	7.7%	2.3%	2.0%
均等割	27,500円	8,000円	8,000円
平等割	20,000円	6,800円	5,000円

【国保税の計算方法】

国保税 = 基礎分(所得割+均等割+平等割) + 後期高齢者支援金等分(所得割+均等割+平等割) + 介護納付金分(所得割+均等割+平等割)

皆さんのご理解とご協力を
 よろしくお願ひします。



制度を活用して
 農業を守っていきましょう！

地域の農業と生活を守る

■農林課 ☎57-7517

日本型直接支払制度の紹介

近年、中山間地域での高齢化や就農人口の減少などにより、農業や集落の維持を懸念する声があがっています。

個人では難しくても、地域の仲間と協力して農業を続けていくことで、自然環境を含め農業と地域を守っていくことができます。こうした農業の担い手の負担の軽減と所得向上、地域の活性化に結びつけていくために「直接支払制度」があります。ぜひ活用してください。

日本型直接支払制度とは…

農業が持つ、国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全などの維持・発揮のために行う地域活動や営農活動に対する支援制度で、3つある制度を併せて日本型直接支払制度と呼びます。
 この日本型直接支払制度は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて行われる安定的な制度です。

3つの制度の概要を紹介します

- 多面的機能支払制度** (対象…市内全域)
 地域の共同活動を支援します。
 ■水路の泥上げ、農道の路面維持など…3,000円/10アール
 ■植栽やビオトープづくりなど農村環境活動…2,400円/10アール
 ■水路や農道などの補修や更新…4,400円/10アール

- 環境保全型直接支払制度** (対象…市内全域)
 化学肥料・化学合成農薬の使用を5割低減する取り組みとセットで行う下記の営農活動を支援します(全額個人配分し活用のごと)。
 ■緑肥の作付け…8,000円/10アール
 ■堆肥の施用…4,400円/10アール
 ■有機農業など…8,000円/10アール
- 中山間地域等直接支払制度** (対象…中山間地域など)
 条件不利地での農業生産活動を継続する活動を支援します。
 ■急傾斜地の田の場合…21,000円/10アール
 ■急傾斜地の畑の場合…11,500円/10アール

■交付金は…
 地域での共同活動に全額を活用してください。

■交付金は…
 5割以上を個人に配分し、残りは地区の草刈りや水路を改修するなど、地域と農業者の実情に応じた幅広い用途に活用できます。

- POINT**
- すべての制度において、
 - ▶ 2人以上で活動組織をつくり、農業振興地域農用地区域内の農地で活動する必要があります。
 - ▶ 金額は活動内容などによって変動します。
 - ▶ 対象地域など詳細はお問い合わせください。

お住まいの地域に合った制度活用を提案させていただきますので、興味がある方はぜひ農林課へご相談ください。なお、平成30年度中から活用したい場合は、4月中に一度ご連絡をお願いします。

